

尾道市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集のご案内

尾道市農業委員会農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の任期満了に伴い、次のとおり推進委員を募集します。

なお、推進委員は、農業委員会が委嘱します。

1 募集人数

18人（農業委員会が定めた地区ごとに募集）※地区は別表のとおり

2 任期

農業委員会が委嘱する日（令和8年7月20日以降）から農業委員の任期満了日（令和11年7月19日）まで

3 身分 尾道市の特別職の非常勤職員

4 報酬 月額32,500円

5 主な業務内容

(1) 農地法に基づく農地の権利移動・転用の許可等を審議及び決定する農業委員会総会への出席（毎月1回）

※意見を述べることはできますが、議決権はありません。

(2) 総会審議に関連した現地調査、利用状況調査（農地パトロール）、担い手の農地の集約化、荒廃農地の発生防止・解消の指導等（隨時）

(3) 農家からの相談対応及び農業委員、広島県農地中間管理機構等と連携した活動（隨時）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 申込方法

所定の推薦書・申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、農業委員会（本庁2階）へ提出してください。募集案内及び推薦書・申込書は、尾道市ホームページからダウンロードできます。また、農業委員会及び各支所で配布しています（募集案内及び推薦書・申込書の配布は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。）。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 個人による推薦 | 様式第1号に記入して提出してください。 |
| (2) 法人又は団体による推薦 | 様式第2号に記入して提出してください。 |
| (3) 応募 | 様式第3号に記入して提出してください。 |

8 募集期間

令和8年2月10日（火）～令和8年3月10日（火）必着

推薦書・申込書を持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。郵送の場合も3月10日（火）必着。

9 選考方法

原則、書類選考による。定数を上回る申し込みがあった場合等必要に応じて面接を行います。面接を行う場合は3月25日（水）に実施します。

結果は、4月中旬に推薦者（個人又は法人若しくは団体）及び応募者へ文書によりお知らせします。

10 推薦及び応募の状況の公表（農業委員会等に関する法律施行規則 第12条）

募集期間の中間及び期間終了後に、尾道市ホームページに、推薦書・申込書に記載された次の内容について公表します。

- (1) 推薦又は応募する区域
- (2) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が当該推薦を受ける者を尾道市農業委員に推薦しているか否か、又は応募する者が尾道市農業委員に応募しているか否かの別

11 注意事項

- (1) 尾道市農業委員との兼任はできません。
- (2) 提出された推薦書・申込書は、返却しません。
- (3) 推薦書・申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

12 推薦書・申込書の提出先・問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市農業委員会事務局（本庁2階）
電話 0848-38-9491（直通）

※ 別表

地 区	区 域	募集人数
第 1 地区	山波町、尾崎本町、尾崎町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、東久保町、西久保町、防地町、久保町、十四日元町、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、十四日町、土堂一丁目、土堂二丁目、東土堂町、西土堂町、三軒家町、天満町、栗原東一丁目、栗原東二丁目、栗原西一丁目、栗原西二丁目、東則末町、西則末町、門田町、桜町、潮見町、栗原町、東御所町、西御所町、新浜一丁目、新浜二丁目、古浜町、正徳町、福地町、吉和西元町、東元町、沖側町、神田町、手崎町、吉浦町、日比崎町、吉和町、久山田町、新高山一丁目、新高山二丁目、新高山三丁目、東尾道、平原一丁目、平原二丁目、平原三丁目及び平原四丁目	2人
第 2 地区	美ノ郷町、長者原一丁目、長者原二丁目、木ノ庄町及び原田町	2人
第 3 地区	西藤町、高須町、百島町及び浦崎町	2人
第 4 地区	御調町	3人
第 5 地区	向島町及び向東町	2人
第 6 地区	因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町及び因島重井町	3人
第 7 地区	瀬戸田町、因島原町及び因島洲江町	4人